

## 仕様書

### 1 件名

インバウンド緊急医療等対応多言語コールセンター事業委託業務

### 2 目的

外国人観光客の急増に伴い、病気やケガ等で外国人観光客が医療機関を受診する件数が増加している中、患者や家族との意思疎通を図る際の言葉の問題や、医療環境の違いによる医療費の支払いに関連した対応等、訪日外国人患者受入に伴う様々な課題がある。

沖縄県内を訪れる外国人観光客の安全・安心な滞在を実現するために、訪日外国人患者の受入環境の整備や外国人患者を受け入れる医療機関等の負担軽減を目的とした「インバウンド緊急医療対応多言語コールセンター事業」を実施する。

### 3 履行期間

契約締結の日から平成 32 年 3 月 31 日（火）まで

但し、コールセンターの利用開始日は、平成 31 年 4 月 1 日（月）とする。

また対応時間は、利用開始日の 0 時から契約満了日の 24 時まで 24 時間毎日（※言語により対応時間が異なる場合がある）とする。

（※医療通訳コールセンターの映像通訳に関しては、移行準備期間等を踏まえ、平成 31 年 4 月 20 日頃までに使用開始となるように対応する。）

### 4 予算額

#### (1) 委託上限額

提案にあたっては、総額 54,969,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲で見積もること。

なお、この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約にあたっては、必ずしもこの金額で契約するとは限らない。

#### (2) 見積書計上費目

見積書に計上する費目は、企画提案内容を実施する上で必要な経費を適切に見積もること。なお、「消費税及び地方消費税抜き」及び「消費税及び地方消費税込み」のそれぞれの合計額を明記すること。

### 5 受諾者条件

(1) 国、都道府県または政令指定都市（都道府県または政令指定都市観光局を含む）における医療通訳関連の多言語コールセンターサービスの受託実績があること。

(2) 過去 5 年の間に、国、都道府県又は政令指定都市（都道府県または政令指定都市観光局を含む）を契約の相手方とする、英語・中国語を含む電話による医療通訳業務の受託実績があること。

電話医療通訳の定義は、医療従事者（医師、看護師、検査技師など）と外国人患者との医療に関する通訳とする。

(3) 医療通訳コールセンターでは様々な個人情報や機密情報に接することが想定されるため、個人情

報や機密情報保護の観点から、ISMS 認証及びプライバシーマーク認証を、現在も継続して取得していること。

- (4) 単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に事業拠点を有する法人であること。複数の事業者による共同企業体で事業を実施する場合には、沖縄県内に事業拠点を有する法人が必ず1社以上参加していること。
- (5) 主体となる企業は、医療通訳における多言語コールセンターサービスにおいて実績があること。
- (6) コールセンター業務について、停電時でも業務を継続可能とする無停電電源設備及び発電機設備の設置が可能なこと。

## 6 委託業務内容

沖縄県内を訪れる外国人観光客の安全・安心な滞在を実現するため、県内インバウンド医療等対応事業者を対象とし、医療通訳サービスを行う24時間対応(※言語により対応時間が異なる場合がある)の医療通訳コールセンターの運営並びに外国人観光客の医療受入環境の整備を補助する以下の事業を行う。

### 「インバウンド緊急医療等対応多言語コールセンター事業」

「インバウンド緊急医療等対応多言語コールセンター事業」として、以下の5つの事業を実施する。

- (1) 「Be.Okinawa インバウンド医療通訳コールセンター」(電話・映像通訳)
- (2) 「医療機関向け 簡易翻訳サービス」
- (3) 「医療機関向け インバウンド対応相談窓口」
- (4) 「外国人観光客向け 急な病気・ケガの電話相談」
- (5) 「医療機関向け 通訳者紹介窓口」

### <委託事業の業務内容>

#### (1) 「Be.Okinawa インバウンド医療通訳コールセンター」(電話・映像通訳) 及び(2) 「医療機関向け簡易翻訳サービス」の開設、運営

##### ① 運用形態

県内インバウンド医療等対応事業者と外国人観光客及び付添人との医療に関する通訳依頼(医療機関においては会計時等の一般通訳業務を含む)に対し、電話及び映像通訳サービス等を提供すること。また、医療機関から依頼される承諾書等の簡易翻訳サービスも提供すること。

なお、外国人観光客及び付添人からの直接の問い合わせは対象外とする。また、コールセンター履行場所は、受託者が設置する場所とする。

##### ② 対象機関

電話通訳：県内インバウンド医療等対応事業者(医療機関、観光関連事業者)

映像通訳：映像通訳を希望する医療機関(40医療機関 ※離島を含めること)

※最低でも40個の映像通訳タブレットを医療機関へ配布すること。受託者の提案により、40個以上の映像通訳タブレットを用意できる場合は、用意出来る個数を提案資料に記載すること。

##### ③ 言語

言語は、英語、中国語（北京語）、韓国語を必須とし、その他、ベストエフォートとして対応できる言語を複数提案すること。

④ 業務時間

英語・中国語（北京語）・韓国語の3言語は、24時間毎日対応とする。その他ベストエフォートとして対応できる言語については、言語別の対応時間を提案すること。

⑤ 費用負担について

本事業の履行に必要な経費のうち、医療機関等が「インバウンド緊急医療等対応多言語コールセンター事業」の各サービスを利用する際の通話料金を除く一切の費用は、事業受託者の負担とする。（※映像通訳タブレットに関しては、通話料を含め一切の費用（インターネット環境の整備費用を除く）は、事業受託者の負担とする。）

⑥ 電話番号の譲渡

本事業は単年度事業のため、H32年度以降、他社に事業を引き継ぐことになった場合でも、同じ電話番号を使用し円滑に事業継続が図られるよう、ナビダイヤルを使用すること。（電話番号は譲渡が出来るように事前に手続き等を行うこと。）メールアドレスも同様とする。

⑦ 回線数

1回線2チャンネル

設定したチャンネル数以上の着信があった場合は音声案内を流すなど、不通とならないよう配慮すること。

⑧ 応答率は、90%以上を確保すること。

⑨ 当コールセンター業務管理者及び業務従事者について

（ア）本業務を遂行するに当たり、医療通訳の品質管理の為に業務管理者を置くこととし、業務管理者は、医療通訳専門技能者又は医療通訳基礎技能者である者とする。

（イ）業務従事者は、医療通訳業務（コールセンター含む）経験が1年以上またはそれに準ずる通訳スキルを有すること。

（ウ）業務管理者及び業務従事者の一覧表を提出すること。

（エ）業務従事者（通訳者）の簡易プロフィールを提出すること。

（簡易プロフィールは、個別具体的なプロフィールではなく、医療機関側にどういった方達が通訳をしているか示せるものであれば良い。）

（オ）業務従事者に対し、業務開始前に研修を実施するとともに、品質保持、向上に努めること。

（カ）業務に必要な人員を確保すること。

⑩ 通訳誤訳対応及び通話記録等について

（ア）本業務を遂行するに当たり、通訳誤訳、個人情報漏えい等関係者に損害等が発生しないよう、細心の注意を払って業務を実施すること。

（イ）事業受託者は、通訳誤訳等に対応する保険への加入、もしくは、誤訳が生じた場合でもフォローできる体制を整えていること。

※ 通訳誤訳等に対応する保険に加入している場合、もしくは、誤訳が生じた場合でもフォローできる体制について整備している場合は、提案資料に記載すること。

（ウ）医療機関側から、通話記録（通話を録音した音声等）を求められた場合、事業受託者と当該医療機関の双方で個人情報の取り扱いに関する協議を行い、通話記録を当該医療機関へ提供しても情報漏えい等の危険がないと推測され、かつ、沖縄県の承認が得られる場合は、可

能な限り通話記録の提供に協力すること。

### (3) 「医療機関向け インバウンド対応相談窓口」の開設、運営

#### ① 運用形態

外国人患者受入れに伴う様々な問題に苦慮している医療機関からの相談に対し、窓口を開設し、問題解決のための有益な情報提供やアドバイス、過去の対応事例の紹介等を行い、県内医療機関の負担軽減を行う。

#### ② 対象機関

県内の医療機関

#### ③ 言語

日本語とする。

#### ④ 業務時間

電話での相談窓口対応時間：毎日午前9時～午後8時まで

メールでの受付時間：24時間毎日

※メールで質問を受けた場合、24時間以内に医療機関へ確認の電話を行い、正式な依頼として受理すること。また質問等への回答は、原則、依頼を受けてから48時間以内に行うこと。

#### ⑤ 費用負担、電話番号の譲渡について

上記(1)「Be. Okinawa インバウンド医療通訳コールセンター」の「⑤費用負担について」と「⑥電話番号の譲渡」の記載内容と同じ。

#### ⑥ 当相談窓口の対応者等について

(ア) 本業務を遂行するに当たり、危機管理の為に業務管理者を置くこと。

(イ) 業務管理者は常勤でなくてもよいが、相談内容の把握、返答内容等に問題がないかの確認、また問題が生じた場合に対応できるように管理体制を整えること。なお、業務管理者は、(1)の⑨コールセンター業務管理者、もしくは、他事業の業務管理者が兼任しても可とする

(ウ) 相談窓口の対応者のうち1人は、外国人患者対応の専門家を配置すること。

外国人患者対応の専門家とは、外国人患者受入医療コーディネーター（※1）として病院等で勤務した経験があり（もしくは現在、外国人患者受入医療コーディネーターとして医療機関等に勤務している者、又は、病院等の勤務経験はないが、外国人患者受入医療コーディネーターに準じる知識を持ち、講師等の経験がある等）、国内外の医療事情等に精通し、外国人患者受入れに伴う様々な問題解決のアドバイスが可能な者をいう。

※ 上記の専門家の配置に関しては、相談窓口の担当者が、電話等にて専門家に相談することが可能であり、専門家からの助言をもとに医療機関へ返答する体制が取れば、常勤でなくても可とする。

(※1) 外国人患者受入医療コーディネーターとは、病院内において外国人患者受入態勢整備の中心的役割を担うとともに、外国人患者の受付からの一連の手続き（医療費概算の事前提示、治療の方針、医療費の支払方法、領事館への連絡等）に精通し、安全かつ円滑に医療を提供するために調整を行う者をいう。

(エ) 外国人患者対応の専門家の簡易プロフィールを提出すること。

(オ) 当相談窓口の対応者は、事業運営に支障がない限り、他事業の対応者と兼任しても可とする

る。

(カ) 外国人観光客及び付添人からの直接の問い合わせは対象外とする。

(キ) 当相談窓口の対応者に対し、業務開始前に勉強会等を実施するとともに、常時外国人患者対応に係る有益な最新情報の取得等に努め、医療機関へ情報提供すること。

(※勉強会等は、他事業とまとめて開催しても可とする。)

(ク) 当相談窓口にて入手した外国人患者対応に係る有益な情報や資料等は、沖縄県医師会の広報誌等を通じ、県内の医療機関へ情報提供を行うこと。

(ケ) 業務に必要な人員を確保すること。

#### (4) 「外国人観光客向け急な病気・ケガの電話相談」の開設、運営等

##### ① 運用形態

救急搬送が必要でない外国人観光客に対して、電話にて、看護師等の医療従事者が症状等の聞き取り等を行い、助言および外国語対応が可能なクリニック等への案内を行う。

(※主な業務の流れは、別添「外国人観光客向け 急な病気・ケガの電話相談フロー図」を参考にしてください。)

##### ② 対象機関

県内を旅行している外国人観光客及び付添人（家族・友人等）、観光関連従事者

##### ③ 言語

(1) 「Be. Okinawa インバウンド医療通訳コールセンター」の「③言語」と同じとする。

##### ④ 業務時間

(1) 「Be. Okinawa インバウンド医療通訳コールセンター」の「④業務時間」と同じとする。

##### ⑤ 費用負担、電話番号の譲渡について

上記(1)「Be. Okinawa インバウンド医療通訳コールセンター」の「⑤費用負担について」と「⑥電話番号の譲渡」の記載内容と同じ。

##### ⑥ 当電話相談の対応者等について

(ア) 本業務を遂行するに当たり、危機管理の為に業務管理者を置くこと。

(イ) 業務管理者は常勤でなくてもよいが、相談内容の把握、返答内容等に問題がないかの確認、また問題が生じた場合に対応できるように管理体制を整えること。なお、業務管理者は、(1)の⑨コールセンター業務管理者、もしくは、他事業の業務管理者が兼任しても可とする。

(ウ) 当電話相談にて、外国人患者の症状の聞き取り、助言等を行う対応者は、看護師等の医療従事者であること。看護師等の医療従事者は、適切に助言及び外国語対応が可能な県内のクリニック等を案内すること。

なお、対応者が医療従事者ではない場合でも、対応者と医療従事者と患者の3者間通話等で相互に意思疎通が図れ、医療従事者による症状の聞き取りや助言が行えるのであれば可とする。

(エ) 当電話相談にて案内する外国語対応可能なクリニック等の情報は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団が作成している「Okinawa Medical Information（沖縄県外国語対応医療機関）」をもとにしているが、新たに外国語対応可能なクリニック等が追加された場合は、リストを更新し、案内を行うこと。

(オ) 当電話相談の対応者は、事業運営に支障がない限り、他事業の対応者と兼任しても可とする。

る。

(カ) 当電話相談対応者に対し、業務開始前に勉強会等を実施するとともに、対応力向上に努めること。(※勉強会等は、他事業とまとめて開催しても可とする。)

⑦ 通訳誤訳対応について

上記(1)「Be. Okinawa インバウンド医療通訳コールセンター」の「⑩ 通訳誤訳対応及び通話記録について」の(ア)と(イ)の記載内容と同じ。

⑧ 当事業の周知について

多くの外国人観光客の目に届くように、当事業の紹介カード等を作成し、県内宿泊施設及び空港内の入国管理局等に配布すること。

※利用件数等の参考資料として、平成30年度より開始した「Be. Okinawa インバウンド医療通訳コールセンター」、「医療機関向け 簡易翻訳サービス」、「医療機関向け 相談窓口」、「外国人観光客向け 急な病気・ケガの電話相談」の平成30年4月～平成31年12月までの利用実績(件数)を掲載しますので、ご参照下さい。

(5)「医療機関向け 通訳者紹介窓口」

① 運用形態

通訳者ごとの、スキル、活動範囲、活動可能時間、通訳料等の詳細なリストの作成及び管理を行い、県内の医療機関からの依頼に応じ、通訳者の紹介を行う。

また平成31年度は、通訳者リストの登録者数を増やす予定であるため、県内通訳ボランティア等に対する当事業参加への勧誘や、通訳者リストの登録に同意した通訳者に対し、医療に関する基礎知識、医療通訳者としての倫理・心構え、個人情報や機密情報保護等の研修を実施する。

② 対象機関

県内医療機関

③ 言語

日本語

④ 業務時間

通訳者の対応時間：原則、医療機関の診療時間内(概ね、午前9時～午後8時まで)

電話での紹介窓口対応時間：毎日午前9時～午後8時まで

メールでの受付時間：24時間毎日

※メールで通訳者紹介依頼を受けた場合、24時間以内に医療機関へ確認の電話を行い、正式な依頼として受理すること。

⑤ 費用負担、電話番号の譲渡について

上記(1)「Be. Okinawa インバウンド医療通訳コールセンター」の「⑤費用負担について」と、「⑥電話番号の譲渡」の記載内容と同じ。

※ただし、新たにリスト登録する通訳者等に対し、必要な場合には、医療に関する基礎知識、医療通訳者としての倫理・心構え、個人情報や機密情報保護等の研修を実施することから、研修会実施の費用は、事業受託者の負担とする。

⑥ 通訳費用及び通訳誤訳について

通訳費用は、医療機関又は通訳を必要とする者が負担し、通訳者へ支払う。

※支払いについては、原則、通訳者と通訳依頼者（医療機関・患者等）の双方で行うものとする。ただし、問題が発生した場合には、問題解決のための調整を行うこと。

※通訳誤訳については、原則、通訳依頼者（患者等）から事前に「万が一通訳誤訳があっても、責任及び損害賠償を行わない」旨の同意を取り、通訳を実施すること。

⑦当紹介窓口の対応者等について

(ア) 本業務を遂行するに当たり、危機管理の為に業務管理者を置くこと。

(イ) 業務管理者は常勤でなくてもよいが、通訳者リストの運営・管理、通訳者紹介業務に問題が生じた場合に対応できるように管理体制を整えること。なお、業務管理者は、(1)のコールセンター業務管理者、もしくは、他事業の業務管理者が兼任しても可とする。

(ウ) 基本的な事業内容は、平成 30 年度に実施している「通訳者紹介窓口」の事業を引き継ぐこととする。ただし業務内容の見直しを行い、必要であれば改善すること。

(エ) 当紹介窓口の対応者は、事業運営に支障がない限り、他事業の対応者と兼任しても可とする。

(オ) 当紹介窓口の対応者に対し、業務開始前に勉強会等を実施し、対応力向上に努めること。

(※勉強会等は、他事業とまとめて開催しても可とする。)

(カ) 新たにリスト登録する通訳者等に対し、必要な場合には、医療に関する基礎知識、医療通訳者としての倫理・心構え、個人情報や機密情報保護等の研修を実施し、対応力向上に努めること。

※「医療機関向け 通訳者紹介窓口」に関しては、沖縄県 HP にて実施要領等を掲載していますので、そちらをご参照下さい。(沖縄県HP→文化観光スポーツ部→観光振興課内に掲載)

<(1)～(5)の事業に共通する内容>

(6)「インバウンド緊急医療等対応多言語コールセンター事業」に係る導入支援等

① 「インバウンド緊急医療等対応多言語コールセンター事業」の各事業の利用に係る広報物の制作及び周知を行うとともに、コールセンター等利用者向け「利用の手引き」の作成及び利用説明会を実施し、利用の促進を図ること。

なお、コールセンター利用の周知先及び利用説明会の実施方法、実施回数については、沖縄県と別途協議とするが、沖縄本島北中南部、八重山諸島（石垣島、小浜島、西表島）、宮古島、久米島等での説明会の実施を想定すること。

また、平成 30 年度より開始しているインバウンド緊急医療等対応多言語コールセンター事業 (Be. Okinawa インバウンド医療通訳コールセンター、簡易翻訳サービス、医療機向け相談窓口、外国人観光客向け急な病気・ケガの電話相談) の電話番号が変更になる場合は、平成 31 年 4 月 1 日からスムーズな業務移行が可能なように、事前に広報物の制作及び配布等の周知を行うこと。

② 当コールセンターの映像通訳の利用を希望する医療機関に対するタブレットの提供及び利用方法等の説明を実施すること。説明会実施方法や実施回数については、別途協議とする。

## (7) 沖縄県内におけるインバウンド医療等の現状に係る調査分析等

- ① 年度内に、県内インバウンド医療等対応事業者及びコールセンター利用者へのアンケート調査を行い、インバウンドの医療等を行う関係機関からインバウンドに係る医療等の現状、課題等の把握、調査・分析を行うこと。
- ② 各事業の利用実績及び調査、分析等を踏まえ、年度内に、事業の向上に繋がる改善方法及び本県のインバウンド医療等体制整備に繋がる施策の提言を行うこと。

## (8) 留意事項

「インバウンド緊急医療等対応多言語コールセンター事業」にて入手した外国人患者対応に係る有益な情報や資料等は、沖縄県医師会の広報誌等を通じ、県内の医療機関へ情報提供を行うこと。

## 7 業務の再委託についての留意事項

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

### (2) 再委託の相手方の制限

- ① 上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。
  - (ア) 契約金額の **50%** を超える業務
  - (イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根幹的な業務
- ② 本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

- ① その他、簡易な業務
  - (ア) 資料の収集・整理
  - (イ) 複写・印刷・製本
  - (ウ) 原稿・データの入力及び集計
  - (エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務として、県と別途協議を行った業務

## 8 成果物

### (1) 「インバウンド緊急医療等対応多言語コールセンター」の報告書等

#### ① 前月分の利用実績等

「インバウンド緊急医療等対応多言語コールセンター事業」の前月分の利用実績（入電日時・時刻、相手先、対応言語、通訳内容等）を、翌月の10日までに電子メールで提出すること。

#### ② 月次報告書



「インバウンド緊急医療等対応多言語コールセンター事業」の前月分の実績報告及び分析結果を提出（紙媒体で2部）すること。（※月次報告書の内容は、事前に県と協議し提出すること。）

- ・全事業毎の利用件数（医療機関毎の集計等）
- ・全事業毎の言語別の件数
- ・全事業毎の分析結果
- ・検討事項の議事録 等

### ③ 完了報告書

年度内に、月次報告書に準じた内容のほか、件数・言語別割合・応答率等の分析結果、事業実施における作業工程表、アンケート調査の分析・課題抽出、本県のインバウンド医療等体制整備に繋がる施策の提言等を紙媒体5部及び電子データで提出すること。

## (2) 沖縄県内におけるインバウンド医療等対応の現状に係る調査分析等

調査分析結果を記載した報告書を紙媒体5部及び電子データで提出すること。（(7)①の調査と同じ）

## 9 権利の帰属

- (1) 本業務で作成された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て沖縄県に帰属するものとする。ただし、委託前から受託者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は、事前に沖縄県の承諾を得るものとする。
- (2) 受託者は、沖縄県の同意を得なければ、著作権法第18条ないし第20条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物の作成にあたっては、他人の著作権、特許権その他の知的財産権、肖像権その他いかなる権利も侵害しないものとし、万一問題が生じた場合は、訴訟費用を含め、全て受託者において責任を負うものとする。
- (4) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

## 10 守秘義務及び情報の管理

- (1) 本業務で作成された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て沖縄県に帰属するものとする。ただし、委託前から受託者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は、事前に沖縄県の承諾を得るものとする。
- (2) 受託者は、沖縄県の同意を得なければ、著作権法第18条ないし第20条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物の作成にあたっては、他人の著作権、特許権その他の知的財産権、肖像権その他いかなる権利も侵害しないものとし、万一問題が生じた場合は、訴訟費用を含め、全て受託者において責任を負うものとする。
- (4) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

## 11 その他

- (1) 受託者は、委託事業の開始に当たって、契約確定後の翌日から3日以内（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）に実施体制及びスケジュールを沖縄県に提示し、沖縄県の下承を得ること。
- (2) 受託者は、沖縄県と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、沖縄県の確認を得ること。また、進捗状況に関する沖縄県の指示を遵守すること。

- (3) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- (4) 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- (5) 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに沖縄県に報告すること。
- (6) 本契約の履行に当たり、沖縄県が内容変更の必要があると認めるときは、受託者と協議の上、契約内容を変更することができる。
- (7) 本契約の履行に関する情報及び資料等について、沖縄県が貸与したものは、事故のないよう保管し、契約履行後速やかに返却すること。
- (8) 本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- (9) その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、沖縄県と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。
- (10) この公募は、平成31年当初予算の可決及び沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前手続きであり、県議会において当初予算が否決された場合や、国の交付決定がなされなかった場合、契約の締結を見送ることもある。

## 12 担当部課

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課受入推進班 外間

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 (8F)

電 話 098-866-2764

FAX 098-866-2765